

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

区民文教委員会会議録

令和 8 年 1 0 月 1 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民文教委員会会議録

- 1 開会年月日 令和8年10月1日(木)
- 2 開会場所 議会第1会議室
- 3 出席者 (7人)

委員長 本 目 さ よ	副委員長 弓 矢 潤
委員 高 橋 えりか	委員 鈴 木 昇
委員 望 月 元 美	委員(議長) 石 塚 猛
委員 青 柳 雅 之	
- 4 欠席者 (0人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者

区 長	服 部 征 夫
副 区 長	野 村 武 治
副 区 長	梶 靖 彦
教 育 長	佐 藤 徳 久
区民部長	内 田 円
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	(区民部長 事務取扱)
税務課長	段 塚 克 志
収納課長	立 石 淑 子
区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)	
	(区民課長 兼務)
こども家庭部長	前 田 幹 生
こども家庭部参事	川 口 卓 志
こども政策課長	(こども家庭部参事 事務取扱)
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子育て支援課長	別 府 芳 隆
子ども家庭支援センター長	小野田 登
保育課長	村 松 有 希
児童・青少年育成課長	穴 澤 清 美
こども家庭部副参事(児童相談所準備担当)	

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(子ども家庭支援センター長 兼務)

教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局参事	山 田 安 宏
教育委員会事務局庶務課長	(事務局参事 事務取扱)
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜
教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	

(教育委員会事務局次長 兼務)

教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	村 上 訓 子

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	塚 本 隆 二
	書 記	堀 真佑夏

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第81号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

案件第2 第82号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

案件第3 議員提出第5号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

案件第4 特定事件の継続調査について

◎行政視察について

◎理事者報告事項

【区民部】

1. コンビニ交付の拡充及び手数料の減額について

.....資料1 税務課長

【こども家庭部】

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1. 補正予算について 資料2 こども政策課長
- 【教育委員会】
1. 補正予算について 資料3 庶務課長
 2. 台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」機能修繕工事及び休館について
.....資料4 学務課長
 3. 令和9年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について
.....資料5 学務課長
 4. 令和8年度「台東区総合学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果について
.....事前資料1 指導課長
 5. 台東区立学校園における働き方改革プラン（改定版）について
.....事前資料2 指導課長
 6. 区立中学校における部活動指導員業務の委託化について
.....資料6 指導課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（本目さよ） ただいまから、区民文教委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 お願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第81号議案、東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、区民部の1番、コンビニ交付の拡充及び手数料の減額についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第81号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

税務課長。

◎段塚克志 税務課長 それでは、第81号議案、東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例及び報告事項、区民部1番のコンビニ交付の拡充及び手数料の減額についてご説明いたします。

初めに、報告事項についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。項番1、目的でございます。

現在、コンビニエンスストア等で取得できる証明書は、住民票の写し及び印鑑登録証明書の2種類となっておりますが、これに加え、令和9年1月から新たに税証明書、戸籍証明書の交付を開始し、区民の利便性の向上を図ります。

また、あわせて、期間限定でコンビニ交付の交付手数料の減額を実施し、コンビニ交付のさらなる利用促進や窓口の混雑緩和を図ります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、項番2、コンビニ交付拡充の概要でございます。

(1) 拡充の時期は、令和9年1月13日を予定しております。

(2) 拡充する証明書及び手数料は、表の記載のとおりです。手数料は、既にコンビニ交付を開始している住民票の写しや印鑑登録証明書が、窓口では300円のところ、150円低い金額となっており、今回拡充する証明書も同様に、それぞれ窓口より150円低い手数料としております。

(3) コンビニ交付の利用可能時間は、記載のとおりです。

次のページをご覧ください。項番3、期間限定の手数料の減額でございます。

窓口混雑緩和対策としまして、令和9年1月から12月まで手数料を減額し、コンビニ交付のさらなる利用促進につなげます。手数料は表に記載のとおり、コンビニで取得できる全ての証明書を対象に、台東区発足80周年記念の一環として80円といたします。

次に、項番4、今後の予定でございます。

12月から周知を行い、令和9年1月から手数料の減額及び税証明書、戸籍証明書のコンビニ交付を開始いたします。

報告事項の説明は以上でございます。

続きまして、第81号議案、東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表をご覧ください。ただいまご報告いたしましたコンビニ交付の拡充及び手数料の減額の内容及び文言につきまして、該当の部分を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第81号議案及び報告事項について、ご審議願います。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 今回、このコンビニ交付の対象となる証明書が増えるということは、区民の利便性向上につながるものと考えています。

まず、今年1月13日から5月31日まで実施した、住民票の写しと印鑑登録証明書の10円交付について伺いたいんですが、期間中のコンビニ交付件数はどのくらいで、前年の同じ時期と比べどのような変化があったのでしょうか。また、窓口交付の件数にも変化があったのか、お聞かせください。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 お答えいたします。

本年1月から5月の交付件数を前年同時期と比較いたしますと、コンビニ交付が1万8,911件増加しまして、一方、窓口は1万4,888件減少しております。交付割合については、令和7年はコンビニ交付より窓口の割合が多かったのに対しまして、令和8年はコンビニ交付が窓口を上回る結果となってございます。こちらの減額期間終了後も、コンビニ交付が窓口を上回る状況というのは継続しておりますので、期間限定の減額で広く周知を行うことで、コンビニ交

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

付の利用を推し進める効果があったと考えているところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。

10円交付によってコンビニ交付を試してみたりした方が増えて、窓口の負担軽減にもつながったということであるのかなと思います。

手数料を下げて利用を促すことには意味があると感じるんですが、一方で、10円や、今回の80円という金額を続けるには財政面でも課題があるのかなというふうに思っています。だからこそ、常に低い金額にするということだけでなく、今回のように期間限定の取組というものをコンビニ交付を知っていただくために使っていったら、実際に使っていただく機会としても、今後も検討していただければと思います。

一度使って便利さを知ることが、その後の利用や窓口の負担軽減にもつながると考えていますので、よろしくお願いします。

それと、もう1件お聞きしたいんですけれども、戸籍証明書のコンビニ交付の利用時間についてです。

こちら、利用時間が平日の午前9時から午後9時までとなっているんですが、こちらの理由は何でしょうか。

○委員長 5時。午後5時、9時。

◆高橋えりか 委員 午後5時。

○委員長 今、9時って聞こえた、ごめんなさい。

◆高橋えりか 委員 午後5時ですね。

また、今後、夜間や土日にも利用できるよう、時間を拡大することが可能なのかというところをお聞かせください。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 税証明と戸籍証明ではシステム事業者が異なるため、利用可能時間も異なっております。戸籍につきましては、いつでも届出が可能でございますので、コンビニ交付を平日のみ午前9時から午後5時までの時間設定とすることで、夜間、休日に提出された、届出が反映されていない証明書がコンビニで取得されるのを防ぐメリットもございます。

時間の拡大につきましては、システム保守を行う人員体制の確保等の課題もあると考えておりますので、状況を見ながら検討はしてまいりたいと考えております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 システム面で難しいというところは理解しましたが、やはり仕事をしていてとか、休日、夜間のほうが使いやすいという方もたくさんいらっしゃると思いますので、今後利用時間の拡大について、可能な範囲で検討していただければと思います。以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

青柳委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆青柳雅之 委員 私も、今の部分なんですけれど、夜間の届出が反映されない、ちょっとそこがよく分からないんですけれど、夜間に本庁舎で届け出されたものが、その直後にコンビニで交付されたときに困るよねという、そういう理論ですか。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 それはすごいレアケースじゃないの。そのために、要は5時までで切ってしまうというのは、それはないんじゃないかなと思いますよね。せっかく利便性を広めていく。今、高橋委員からあったとおり、コンビニだから、ちょびっと職場抜け出していけるよねという人もいれば、拘束中はそういうところにも行けませんよという方もいらっしゃるじゃないですか。24時間、深夜まで交付できろとは言わないですが、せめて8時、9時、あるいは税証明のように11時ぐらいまでというのは、これ、逆に利便性を考えた常識的な時間じゃないかなと思うんですが、その極めてレアケースの方の何か誤発行を防止するために5時で切ってしまう、その理論はあまりにも納得できないね。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 先ほど申し上げましたとおり、システム保守を行う人員体制の確保という観点で、税証明と戸籍証明とではシステム事業者が異なるということで、このような時間設定となっております。既に戸籍証明書のコンビニ交付を実施している他区におきましても、平日のみの対応としている区もございます。

委員おっしゃるとおり、確かに区民の利便性ということで考えますと、できるだけ取得可能時間、コンビニでの交付時間というのを長く設定するのが望ましいとは思っておりますが、その点については、その可能性も含めて検討させていただきたいと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 何か説明を聞けば聞くほど、何のためなのかなと思う。システム保守のために、何かそのシステムに、そこに張りついている区役所の職員が必要だということなんですか。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 職員と申しますよりも、システム事業者の体制ということになります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 システム事業者さんのほうが9時から5時までしかできませんよという事業者さんなんですね。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 現状ではおっしゃるとおりでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 もう少し時間長くできる事業者さんを探していただきたいと思うんですが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それはいかがでしょうか。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 現在、これまでのコンビニ交付のシステム事業者につきましては、プロポーザル方式によりまして令和元年に選定された事業者でございますが、そちらの事業者については、戸籍の証明書については対応ができないということから、戸籍の証明書については基幹系業務システムの事業者がコンビニ交付について担うこととなったものでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 住民票に関してはプロポーザルをして幾つもの事業者の中から選んだけれども、戸籍に関しては基幹系業務システム、今、台東区の8階の基幹系業務システムを運営しているところに随意契約したということですか。

○委員長 区民部長。

◎内田円 区民部長 コンビニ交付のシステム事業者との契約については、ちょっと情報システム課が所管しているところでございますが、令和元年のコンビニ交付システム公開の際には、システム方式を変更するというので、既存事業者以外の参入が可能ということでプロポーザルを行ったというふうに聞いております。それ以前は、基幹系業務システムの事業者がコンビニ交付についても担っていたというところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

じゃあ、既存の、今、8階を中心としたシステムを受けている事業者さんのほうが、うちは5時までしかできないですよというところなんですね。

やはりそこ変えようよ。ねえ、これ。だって、ただでさえいろいろなものが随契で、あそこ随分契約が行っているわけじゃないですか。それを、今、ここまで戸籍、住民票、いろいろなところをコンビニで取れるよって言っているときに、9時から5時までしかうちはできませんよというところに、それはちょっとねという感じですよ。そこの事業者がどうしてもその時間までしかできないのであれば、やはりプロポーザルだったり、いろいろな方法があると思いますし、もしくはもう少し、その基幹系業務システムの事業者さんだって皆さん働いているわけで、自分の地元のコンビニで5時までしか取れませんよというのはさすがにないよねと思っている人は多いんじゃないですか。

今回は新しく始めますのご報告なので、これを5時までじゃ認めないよとは言いませんが、せっかくここまで利便性を高めることを始めるにもかかわらず、台東区は戸籍に関しては9時・5時までですよというんじゃ、これは当然いろいろな声が上がってきてしまうので、議会側委員会でもこういう声が出ていますよということをはっきり申し伝えていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点質問なんですけど、先ほどコンビニの利用料の話ありましたよね、10円にしたり、80円にしたり。これ、1件当たりの交付のたびに、コンビニの端末の利用料だったり、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

用紙代だったり、実費としては幾らぐらいかかるのか。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 細かい計算になるんであれなんですけれど、大体、今回の180円マイナスをしているところと大体同じくらいの金額が、ほぼ同額ぐらいが、負担するとちょうどとんとんになるような形の計算をしております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 じゃあ、10円だったり、80円だったりというときには、若干のマイナスという言い方変ですけど、そういう計算になってきてしまうということか。それとも、交付の枚数が増えていけば、その幅も狭まっていくということですか。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 1区に対して、人口割相当分で払っている部分がありますので、利用が促進されれば、結局その分、割り返しの部分が少なくなるということはあるんですけど、ただ、先ほど申し上げたように、150円の設定であれば大体経費がとんとんになるような形になっておりますので、10円とか80円になれば、150円からそのマイナスの分が赤字というか、こちらの持ち出しになるというふうな計算になります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 それだけ利用が増えてくれば、そういうことになってくる可能性もあるということなので、これ、区長、今年は80周年だから80円だけれど、来年81年は81円とかね。そのぐらいのユニークさがあってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、コンビニ交付をやはりしっかりと進めていくことで、窓口負担だけじゃなくて、窓口に来ていただく手間暇も少なくなってくるというのを、やはり周知をどんどん進めていっていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長 はい、いいでしょうか。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今、150円でペイできるというのは分かったんですけど、そもそも、じゃあ300円とか450円という価格設定のところって、何を基にした価格設定になっているんですか。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 それは、窓口での金額ということですか。

◆鈴木昇 委員 窓口での、はい。

◎段塚克志 税務課長 そこについては、それぞれ人件費だとか紙代だとか、そういったものをあれして、当初から発行手数料というか、そういったようなのも含めて料金を設定しているので、具体的に全体で幾らかかるから幾らというよりは、前からという言い方も変ですけど、窓口で発行している金額というのは、戸籍、税証明、また印鑑登録、その辺はそれぞれの値段で設定をされているというふうに理解しています。

○委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆鈴木昇 委員 今、答弁の中で人件費とかあるということは、多分受益者負担分とか、そういうのが加味されて300円とか450円という設定がされているのかなというふうにちょっと思ったんですけど、そもそもその金額というのが適正な金額だったのかどうかというのも、ここを一つ検証していかなければいけないのかなというふうに思いました。

それと、もう一つ、コンビニ交付は、マイナンバーカードを持っている人たちには有利になって、マイナンバーカード促進だなというふうには以前の委員会でも言いましたけれども、このような、10円とか80円とかいうのをやって、窓口に来る人が減りましたよというのは報告あったんですけど、そこで、実質的にじゃあ残業の時間が減ったとか、窓口委託をしている方への負担が減ったとか、何かそういうものというものはあるんですか。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 税務課、戸籍住民サービス課のほうで、それぞれ窓口の受付時間などは算出していますので、先ほど言ったようなコンビニ交付が増えて窓口が減れば、それぞれの所要時間の分の業務は減るというふうな形の積算はしているところです。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 積算はそうでしょうけれど、実際にやってみて、戸籍などでは、残業代、超勤というのは、やった結果として実質的に減っているとか、傾向としてこうだとかいうのは何か捉えているものはあるんですか。

○委員長 区民部長。

今までお客様にかかっていた時間が減っても、それ以外に本当はやりたかった業務をやっていたら多分残業代減らないと思うんですね。その辺ももし分かれば、その辺も含めて教えてください。

◎内田円 区民部長 具体的な金額というところを手持ちで数字を持ち合わせていないんですけども、これまでの実績を踏まえまして、1件当たり窓口15分という換算で、業務にかかる時間というふうに計算をしているところでございます。

戸籍住民サービス課で申し上げますと、こちらの取組で、9年度1年間で1,900時間の削減効果を見込んでいるところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 減の時間が、先ほど委員長がおっしゃるように、まず、その他の業務の部分があるので、単純な数字比較とはいかないのは理解をするんですけども、これだけお金をかけて、今回、通常150円でペイのところを80円でやって、以前は10円でやっているわけで、そういうところが負担がならないような対応というのも十分考えていただきたいなというのと、やはり1階が混んでいる時期というのは、一定の時期がどうしても混んでしまう。それはもう、幾ら案内をしてもというのはあるんでしょうけれど、そういうところも工夫してやっていただければというふうに思っています。以上です。

○委員長 これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、第82号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

学務課長。

○仲田賢太郎 学務課長 それでは、第82号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、国の政令及び都条例の改正があったため、本区の条例を改正するものでございます。

恐れ入ります、改正内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。第12条第2項の第2号及び第4号、並びに第26条におきまして、介護補償及び葬祭補償の額について、記載のとおり改正をいたします。

次に、附則でございます。施行日については、公布の日からとし、経過措置としまして、本改正に関わる部分は、令和8年4月1日以降に事由が発生したものについて適用をいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、議員提出第5号議案、東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 条例改正の趣旨を報告させていただきます。

本年第1回定例会で成立をした東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例で廃止する5

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

つの区民館のトレーニング室を存続するというものです。

トレーニング室がなくなるという突然のお知らせに驚いた区民から連絡を受け、日本共産党区議団は利用する多くの方にお会いし、声を伺いました。中で、脳梗塞で要介護になり、体も認知機能も衰えていた方が、介護保険を使わなくても大丈夫なまで機能回復したとか、13年間利用し、体重を10キロ落とすことで高血圧を抑える薬が必要なくなった方とか、心疾患、糖尿などで苦しんできたが、筋力がつき、健康になっている状態になり、かかりつけ医も驚いているなどなど、区民館のトレーニング室が高齢者や利用者の健康と心身の機能回復に大きな貢献をしている実態が分かりました。

第2回定例会にて、1,117人の賛同署名とともに提出されたトレーニング室存続を求める陳情は、全会一致で趣旨採択されました。その後、区が開いた説明会では、第1回定例会での条例改正で、健康増進センターを含めれば1.2キロ圏内にトレーニング室同等の施設があるとの区の一つの根拠が誤りだったことが明らかにもなりました。また、トレーニング室転換のできる軽運動コーナーの活用も、担当所管が曖昧な状況も見受けられています。

提案者である私たちは、第1回定例会で条例改正に賛成をいたしました。そのときの判断は誤りであったと反省をし、間違いは正すとの立場からこの条例改正を提案いたします。決して条例改正のことを、発案を乱発しようという考えではありません。資料お手元の新旧対照表は以上の趣旨を踏まえて反映したものであります。

委員の皆様にはご審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。
○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 すばらしいご提案ですね、鈴木委員。

第1定の審議もありました。陳情審議もありました。私たち、いろいろな形で陳情者の方、利用者の方、あるいは説明会に出た方、説明された側、いろいろな話を聞いてきました。その中で、確かに納得する部分もあれば、やはり説明が足りなかったんじゃないかなという部分もたくさんありましたね。

特に、健康ですね、高齢者の皆様の健康についてどうするかという部分は、非常に大きなテーマですし、その陳情者の方々、あるいはその後につくった団体の方々のご提案の中にも、非常にすばらしい着眼点だったり、ご提案があったなというふうに思っています。

お話ししている中で特に感じたのは、こうした施設を廃止を反対をするといういろいろな運動体は、ともすると自分たちの既得権、それを守りたいんだというところにはばかり行ってしまような傾向があるんですが、今回のいろいろな皆さんの話を聞くと、自分たちだけじゃないんだと、例えば台東区の健康寿命が23区の中でもワーストに入っているというようなことも含めて、台東区全体の、あるいは高齢者の皆さんの健康をどうにかしてほしいんだというような思いがすごい伝わってきたんですね。ですので、私たちは、今までの議論の中でも、新たな軽運動コーナーの中で何が行われていくのかということをしっかりウオッチをしていったりと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

か、確認をしていかなければいけないなということをまず確認させていただきたいと思うんですね。

これ、3月の委員会での区民館トレーニング室の転換についてという資料を今日持ってきているんですが、その中の転換内容、軽運動コーナー、ここでは概要の1として、幅広い年代の区民が利用しやすい施設とし、多くの区民が参加できる公用事業、公用事業を実施するというふうに書いてあります。これがメインとなる。そして、それ以外の空き時間については、体を動かす活動を行う場所として活用するというふうになっているんですね。私たちこれも、こういった説明があったから、きちんと賛成をしていったんですが、どうも今の鈴木委員の説明であったり、あるいはこの説明会で区民の方たちに説明した中では、ちょっとその部分が伝わり切っていないのかなというふうに思っているところが心配する1点なんです。

ですので、私が伺いたいのは、28日、一昨日の保健福祉委員会のほうでも、かがやき長寿ひろば、これを横展開をしていって、何ですか、軽運動コーナーのほうでも実施するという、結構そのビジョンが堂々のご提案、ご説明があったところです。

あとは、私のほうは期待しているのは、区民の皆さんのアンケート結果によると、軽運動、体力、健康維持に加えて、ヨガ、あるいはピラティス、そして太極拳、こういったものをやってほしいということで、いろいろ調べたところ、台東区でも、その、私は身近な、一番そこしか行っていないんですが、健康増進センター、千束は今改修中だからやっていないか。健康増進センターの上、上というか中では、いろんなプログラムがあって、トレーナーの方の話を聞くと、やはりヨガとかピラティス、これがすごい人気だって言うんですね。ピラティスというのはちょっと新しい概念ですので、いらっしゃっている方は30代、40代、50代ぐらいの方ですかというふうに伺ったら、実は70代ぐらいの方たちも大分ご参加いただけるようになっていてということで、決して年代に偏りがあるようなことではないということも分かってきました。

私、先日、世田谷区のほうにちょっと視察の用事があって行ったんですが、駅から歩いたんですね。この辺ではあまり見られない傾向でしたけれど、私鉄沿線の商店街というのはピラティスだらけですよ、もう町中ピラティス。それくらいピラティスというのが、もう一つの何か健康のキーワードみたいになっているんですね。

ですので、話はちょっとそれでしたが、私たち、軽運動コーナーにはいろんな期待を込めてこの転換を後押しをしていきたいというふうに思っているのも、まずはその進捗状況、これ、報告によると11月の半ばから既にこの軽運動コーナーが始まるということで、今もう10月じゃないですか。公用事業をいろいろ実施するとなると、そろそろ周知をしたりとか、募集の受付をしたりとか、そういう時期に入ってくると思うんですが、その辺りいかがですか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 現在、軽運動コーナーの開設に伴いまして、高齢者向けの、先ほどおっしゃられたかがやき長寿ひろば、またそれに加えて、マシンに頼らずとも、同等の負荷を与え、ゴムバンドを使ってやるはつらつトレーニングなど、準備を進めています。また、幼

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

児向けの運動教室、こちらも実施に向けて準備を進めているところでございます。

さらに、先ほどおっしゃられた人気のコンテンツでは、ヨガであったり、ピラティスというものにつきましては、現在その関係課と協議を詰めている状況でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 いや、それが何か私、ちょっと残念で、あそこの、何でしたか、健康増進センターの、これ、プログラムですね、7月から9月、これだけいっぱいメニューが入っていて、私、ここまでじゃないけれども、軽運動コーナーに、毎週のようにこういう公用事業というのが入ってきて、そろそろ募集じゃないけれど、こういう貼り紙がされるような時期なのかなというふうに思ったんですね。

何か一説によると、保健所のほうの担当、予算措置もされていないとか、いろいろあって、何ですか、これ、準備には区民課だけじゃなくて、いろんな課が一体となってこの話進めてきたんでしょ。それなのに、条例も3月に通って、そして11月にいよいよ開設をしようというのに、協議しているというのは何かちょっとびっくりしてしまうんだけど、そんなに何、保健所とか健康増進センターのほうは何か腰が引けちゃっているんですか。区民課長から言いにくいかな。

○委員長 区民課長、そこは言いづらいと思いますけれど、何か話せますか。

区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 スムーズに協議を進めている状況でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

委員会の公の場ですから、途中の段階のものは言いづらいんだと思いますが、ねえ、区長、副区長、ここまでいろんな住民の方の思いも巻き込んでやっているのに、11月から何か新しいこと始めようというのは、それが私たちの耳にもなかなか入ってこない状況でね。それで、共産党さんからは元に戻そうなんていう提案まで出てきちゃっているわけじゃないですか。

ここは、区民課というのは、これから軽運動コーナーというのは、ある意味、貸し館みたいになっていくわけですね。そこで実際事業をやるのはほかの所管じゃないですか。だから、そちらがきちんと自分事で動いてくれないと、区民課が幾ら音頭を取っても、周りがそこまでだとやはり困ってしまうんですね。とはいえ、かがやき長寿ひろばもそうですし、あとは幼児運動コーナー、あれも大人気で、リバーサイドのところだったり、幾つかでやっていましたけれど、これが身近なところで展開されるというのは、非常に有意義だと思います。

ですので、そこも含めてしっかり頑張っていただきたいなということをまず申し上げておきますし、あとは、今回ちょっと新聞の記事にも出ていたんですが、台東区の健康寿命の問題ですね。これがワーストになっているということで、実はこれ、23区の中でもいろんな自治体がこのテーマ取り組んでいるじゃないですか。ちょっと前まではたしか足立区ですね、断トツだったと思います。それが食事の改善だったり、あるいはいろんな運動だったり、特にウォー

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

キングだったりとか、そういうことを含めてワーストワンの座が入れ替わったわけですよ。それ考えると、台東区健康寿命ですか、あるいは高齢者の方々の健康に対する施策が、やはり一本筋が通ったところがまだできていないのかなというふうに思っています。

私、この前半の2年、保健福祉委員会でしたが、保健福祉委員会の視察でもそういうところ行きましたよね、行ったかな。ベジメータとか、野菜をどれだけ取っているかというのがすぐ分かるような機械があったりとか、あとは、私、古くからやっているんで覚えているんですが、以前、保健所の所長、ツバイさんという方がいらっしゃったときに、台東区のやはり寿命の問題でいろいろ調べたときに、塩分、それとお酒の量、これが全国平均の1.5倍だということで、これを改善をしなければいけないということで随分運動したんですよ。それに比べると、今回の健康寿命について、23区の中で周辺区に追い抜かれてしまった。荒川区も結構やっていますよね、いろんな食事のこと。

これは、いい課題を陳情者、あるいはこの団体の方たち与えてくれたということで、軽運動コーナーなのか、トレーニングジムなのか、どちらなのかという議論をしている以上にもっと大事なことはないかなというふうに私は思っていますので、今日はその健康部とか保健所の関係、区民文教委員会ですから来ていませんが、その辺はぜひ奮起していただきたいですし、上層部の皆さんには、このテーマをしっかりとこれからも考えていただきたい。近隣区がいろんなことをやっているのを実績としてありますので、ぜひ研究をしていただきたいということを要望しておきます。

その上で、この条例案の賛否についてなんですが、私どもの会派でもいろんな意見ありました。ただ、私として主張させていただいたのは、今までも台東区議会の中でこのようなことっていろいろあったんですよ。もちろん国の法律、自治法の中では、議員定数条例というのは提案ができますので、どんな形でも議員提案というのはできるんですね。ただ、一番懸念させていただきたいのは、例えば今回、一番最初にA案という仕組みがあったわけじゃないですか。それをBに変えましたよね、全会一致で。それを少しでもひねってC案という新たな形にしていくというなら議論の余地もあると思うんですよ。これをAからBに変えて、また100%Aに戻すと、軽運動コーナーも認めません、廃止にしますというのではやはり議論できないよな。今までもそれに似たことありましたが、台東区議会においては、少し知恵を働かせてちょっと変えたりとかして、それで議員提案だったりとか、いろんなことを修正したりとかいうのはあったけれど、共産党の先輩たちも、ここまではやっていなかったよね、さすがに。ですので、やはりこれは基本的には賛同できないというふうに思いますし、すごい残念なのは、これだけの団体の皆さんが思いがあるわけじゃないですか。少数会派の方が議員提案でやったら、結局それで廃案になって、皆さんの思いは伝わらないわけですよ。

ですので、もう少し、———それ、自分たちだけ極端な条例案出して、それで廃案にされたら終わりじゃないですか。もう少しやり方があったんじゃないかなというふうに私は思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

余計な部分もありましたが、残念ながらこの条例案に関しては賛同できない、反対をさせていただきます。

○委員長 ほか。

望月委員。

◆望月元美 委員 今、青柳委員からもいろいろと発言がございましたが、まず、第1回定例会において、この区民館トレーニング室の軽運動コーナーへの転換については、全会派賛成の下、条例を可決しておりますので、我が会派といたしましては、今回の議案については反対といたします。

○委員長 ほか。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ほとんど青柳委員と望月委員と同じで、我が会派としても、一度議会で認めたことになりますので、こちらについては反対ということにさせていただきます。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 私も、会派としまして、皆さんと同じく反対いたします。

その上で、今後も利用者の皆様の不安に寄り添って、お声をしっかり耳を傾けて、引き続き丁寧な、また柔軟な対応を進めていただきたい。そのように強く要望させていただきます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 すみません、先ほど———まだ一切、議運も含めて正式には出ていないものなので、これ、内々の話でしたので、発言を取り消させていただきたいと思います。失礼しました。

○委員長 よろしいでしょうか。

これより採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本案は否決することに決定いたしました。

○委員長 次に、案件第4、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

初めに、視察日程については、諸般の事情を勘案し、資料のとおり決定させていただきたいと思いをします。

次に、視察都市及び視察テーマについては、資料のとおり、正副委員長案を作成いたしました。が、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、お尋ねしたい事項と視察日程の詳細については、決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

（久木田議会事務局次長朗読）

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

また、補正予算については、報告を聴取するのみで、質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、こども家庭部の補正予算について、こども政策課長、報告願います。

こども政策課長。

○川口卓志 こども政策課長 それでは、こども家庭部の令和8年度第4回補正予算をご説明いたします。

資料2をご覧ください。初めに、歳入でございます。補正額3,058万9,000円を増額し、補正後の総額を106億4,889万8,000円といたします。

課別、事業別の補正予算概要です。こども政策課は、定期利用保育施設整備に対する補助金として、子供家庭支援包括補助事業費を2,530万1,000円増額いたします。保育課は保育関係補助金返還金として、528万8,000円を計上いたします。

2ページをご覧ください。歳出でございます。補正額17億7,606万7,000円を減額し、補正後の総額を205億1,324万1,000円といたします。

課別、事業別の補正予算概要です。こども政策課は、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備について、工事計画の変更により17億5,711万5,000円減額いたします。

次に、国・都支出金返還金を超過受入れに伴う返還金として、4,242万9,000円計上いたします。また、東泉こどもクラブ大規模改修を、インフレスライド条項の適用により4万7,000円増額いたします。

3ページをご覧ください。子育て支援課は、国・都支出金返還金を5,688万8,000円計上いたします。子ども家庭支援センターは、国・都支出金返還金を184万4,000円計上いたします。また、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備について、2億7,622万2,000円減額いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保育課は、国・都支出金返還金を3億9,961万8,000円計上いたします。また、定期利用保育施設整備について、5,060万3,000円計上いたします。

児童・青少年育成課は、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備について、2億9,415万9,000円減額いたします。

4ページをご覧ください。最後に、債務負担行為です。こども政策課で、令和9年度に東泉こどもクラブ併設の東泉小学校大規模改修で、物価高騰対応分として、庶務課と合わせて585万1,000円を計上いたします。

また、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備で、債務負担行為の期間を令和8年度から13年度に変更するとともに、限度額をこども政策課ほか、資料に記載の各所管の総額で、建築、電気、空調等設備工事を241億4,990万円、工事監理委託を2億5,410万円にそれぞれ増額をいたします。

補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、教育委員会の補正予算について、庶務課長、報告願います。

庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 それでは、本定例会に提案している補正予算のうち、教育委員会に係る予算についてご説明をいたします。

資料は3をご覧ください。まず、歳出でございます。歳出予算を1億3,795万1,000円減額し、補正後の額を242億555万2,000円といたします。

2ページをご覧ください。課別の詳細でございます。庶務課は、東泉小学校大規模改修の物価高騰対応により195万4,000円の増額。

学務課と教育支援館は、ともに（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事計画の変更により、学務課が358万7,000円、教育支援館が1億3,631万8,000円の減額でございます。

3ページをご覧ください。債務負担行為でございます。まず、追加分として、庶務課、こども政策課が東泉小学校大規模改修の物価高騰対応分で、こちらはただいまこども家庭部の補正予算の説明にあったものと同じものでございます。

次に、学務課、指導課が小・中学校・幼稚園スクールバス運営などの事業に係るバス借り上げのため、資料に記載のとおり設定をいたします。

続きまして、債務負担行為の変更でございます。こちらも先ほどこども家庭部の補正予算説明の中にあつたものと同じものになりますが、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備について、資料に記載のとおり、期間と限度額の変更をいたします。

教育委員会の補正予算についての説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」機能修繕工事及び休館について、及び令和9年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について、学務課長、報告願います。

学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 それでは、台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」の機能修繕及び休館についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。項番の1、目的は、昭和59年に建築をされました霧ヶ峰学園の老朽化に対応するため機能修繕工事を行うものでございます。

項番の2、工期と休館についてでございます。

霧ヶ峰学園を活用した移動教室等は、多くの児童・生徒が雄大な自然の中で体験学習を行う貴重な機会となっております。そのため、修繕工事の有無にかかわらず、毎年度、継続的に実施できることが望ましいと考えております。

そこで、例年1、2学期で行っております移動教室等を夏休み期間中までに実施をするよう調整をさせていただきまして、その後、9月から年度内に施設を休館として工事をするすることで、移動教室と機能修繕工事の両立をさせていきたいと考えております。

年度ごとの工事の内容については、下の表に記載のとおりでございます。9年度にまず劣化の激しい外壁の工事と設備設計を行いまして、10年度から11年度にかけまして電気、給排水設備機器を更新してまいります。

また、項番3、今後の予定でございますが、本委員会でご了承いただいた後に、各学校へ説明を行うとともに、霧ヶ峰学園を活用して事業を行っている団体等もございます。休館について広報を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度は指定管理者の選定年度であることから、休館期間につきましては、指定管理者との協定に反映をさせてまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、令和9年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集についてご説明をいたします。

資料は5でございます。項番の1、募集概要です。

（1）募集案内・入園申込書の配布は、10月19日の月曜日から行います。（2）入園及び預かり保育の申込受付は、電子申請及び窓口受付で、記載のとおり実施をしております。結果の公表を（3）11月6日の金曜日に行いまして、その後、（4）の抽せんや（5）の面接・健康診断を経まして、（6）内定通知を12月18日に発送する予定でございます。

資料の2枚目にフロー図をお示ししておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

表の下の方の3つ目の米印をご覧ください。今年度の園児募集から、全区立幼稚園で令和6年度に策定をしました、区立幼稚園の今後の対応で決めました学級編制基準が適用されます。そのため、募集時点で3歳児が9名以下の場合、翌年度の学級編制を行わないという基準と、これ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は来年の話になりますが、4月1日時点で10人に満たない年が2年続いた場合は、その翌年度の編制を行わないと。この2点の基準が全園に適用をされてまいります。その結果、学級編制が2年連続でされない場合は、閉園を検討するという考え方でございます。

項番の2、募集見込み数は、資料の表に記載のとおりでございます。

表は幼稚園、こども園の定員から、4、5歳児につきましては持ち上げりを勘案しまして募集見込み数を算出いたしました。令和9年度募集見込み数につきましては、幼稚園が562名、こども園が145名の計707名でございます。

また、例年どおり、現3歳児、4歳児に兄弟が在園する場合は優先して入園を決定してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長退席、副委員長着席)

○副委員長(弓矢潤) 初めに、台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」機能修繕工事及び休館についてご質問がありましたら、どうぞ。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ちょっとすみません、確認なんですけど、まずは、今まで1、2学期にやっていたのを夏休み期間中までということで、これ、夏休み期間中だと、中学校の部活動だとか、いろんな定例的な宿泊で使っていた団体等もあったと思うんですが、その辺りとの調整というのはどうなっていくんですか。

○副委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 委員おっしゃるとおり、移動教室等の中には、夏休み中に行っている林間学校が含まれます。また、先ほどご説明の中で申し上げた、霧ヶ峰を例年使われている団体という中に、例えばオーケストラですとか、あとはリーダー研修会とか、そういった毎年お使いいただいている団体もございます。事前に、開館期間を4月から夏休みの終わりまでとした場合に、機械的にその日数が入るかどうかなというようなシミュレーションは学務課であらかじめ行っておりますけれども、今回の報告をご了承していただいた後に、速やかに調整を行ってまいりたいと考えております。

○副委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。その辺りは柔軟にという言い方変ですが、丁寧に調整していただければと思います。

あとは、この休館期間が1月までとか3月までということなんですけど、あそこは結構冬は冬で雪深かったりするじゃないですか。これ、例えば先ほど言ったことと逆になるんですが、こういう、あの地域だと、ああいう雪の多い地域だと、雪の降らない時期に何か工事をするとかいうのがあって、降雪の時期は逆に外の作業ができないから、それで出稼ぎの人とかがかつては来ていたとかいう時代もあったと思うんですが、その辺りは大丈夫なんですか。

○副委員長 学務課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎仲田賢太郎 学務課長 委員おっしゃるとおり、雪が降ってしまった場合にできない工事というのも一部ございます。塗料が乾かないですとか、そういったものもありますが、逆に、屋内の作業等はできるので、例えば設備の更新を行うとか、そういったことは可能でございます。特に設備関係は、数量が多岐にわたりますので、まだ詳細な検討ができておりません。来年度予定しています設備設計の中で明らかにしていきたいというふうに考えておりますが、基本的には、そういった気象条件等も踏まえて、今の案はつくらせていただいたというところでございます。

○副委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

学校行事とか地域の行事になるべく影響が出ないようにという部分と、あと実際、工事ですか、これも最近、工事というところ、いろいろなところが入札が不調になったりとか、スライドの条項で建築費自体が上がったりとか、いろいろな要因が重なってきているので、若干その心配になっただけなんで、そこも含めて丁寧に進めていただければと思います。以上です。

○副委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今、答弁の中で、シミュレーションのところでお伺いをするんですけども、実際にシミュレーションを行った中で、どこかが若干の重なりとか、イン、アウトの重なりがあったりとかいうのは工夫はするんでしょうけれど、今、利用している団体や学校が、この利用できる期間に当てはめると、余力的な日数というのはあるんですか。例えば前後ずれたとしても、1か月ぐらいいは部屋が空いているとか、そのような余力というのはどういうふうに考えているんですか。

○副委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 シミュレーションの中では、申し訳ありません、既存の団体で、例年使われている団体が入るかどうかという確認をしたんですが、余力のところまでは、申し訳ありません、手持ちがございまして、ただ、若干の余力は出るかと思いますが、今後、学校等と調整をしていく中で、ある程度以上施設を使ってしまうと、例えば1部屋空いているからその1部屋だけを貸し出すという運用が実際は難しかったりという場面もございます。

そういった点も含めまして、今回、先行してこのスケジュールをご了承いただいて、早めに広報を行うことで調整を行って、区民への影響というものを早めに広報していきたいという、そういう趣旨でございます。

○副委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 この休館を、改修工事のための休館というのをするには、第一優先は、学校とかそういう既存の今まで使っていた団体がうまく開館時期に使っていただくというのが前提で、一般区民の方が、じゃあ、空いていないかというところは空いていませんというふうになるんだなというので、今の答弁としては分かりました。

学校も含めた団体が今まで使っていたのに急に使えなくなっちゃったというのは、それはや

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はり学習的にも困る面があると思いますので、そこは上手に組合せを、本当パズルのような組合せになるんだろうなと思いつつも、頑張りたいというふうに思いました。

それと、この設備更新が、3か年でやられていくことなんですけれども、内装とか、もう多分設備更新とかで出てくるんだと思うんですけれども、今、既存にある部屋とか浴室、浴場とか、そういうところは基本的にはいじらずに内装していくのか、もしくは部屋数を増やすとか、減らすとか、そういう内装の設備をやっていくのかとか、その辺は今、方向性とかいうのはどうなんですか。

○副委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 ご質問の部屋数ですとか、そういった機能につきましては、基本的に今回は修繕で、大規模改修ではないので、既存のものをそのまま受け継いでいくというような考えでおります。

また、内装等も現在施設、きれいな状態の部分も多いので、使えるものは使っていきたいというふうに考えております。

一方で、せっかくの機会でございますので、設備類ですとか給排水を替える中で、例えばですが、浴室等は更新をせざるを得ないのかなというふうに見込んでおります。なので、それに合わせて、ほかに必要な設備の導入等があれば併せて検討をしてみたいというふうに考えております。

○副委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。

確かに浴室、浴場については、温泉が入っているんで、大分湯の花がついちゃってとかあるし、浴室棟の外壁などを、湿度によって、気温、寒暖差によって傷んでいるところが大分あるというふうに私自身も毎年見て思っていますので、上手にやっていただきたいなというふうに思います。

設備は更新しなければやはり建物本体を傷めてしまうところになるとと思いますので、予算はかかってもいい施設維持をしてくださというふうにお願いしておきます。以上です。

○副委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○副委員長 ただいまの報告につきましては、ご了承願います。

○副委員長 次に、令和9年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(発言する者なし)

○副委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○副委員長 次に、令和8年度「台東区総合学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

果について、台東区立学校園における働き方改革プラン（改定版）について、及び区立中学校における部活動指導員業務の委託化について、指導課長、報告願います。

指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 それでは、指導課から3点ご報告申し上げます。

まず、令和8年度台東区総合学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果についてでございます。

恐れ入りますが、事前資料1をご覧ください。項番1、調査の趣旨、項番2、対象学年、項番3、実施日につきましては、資料記載のとおりです。

項番4、調査内容につきましてご説明いたします。

下線を引いている教科をご覧ください。今年度は小学校第6学年の国語と算数、中学校第3学年の国語と数学と英語の調査及び意識調査につきましては、全国学力・学習状況調査にて実施しております。そのため、国の調査対象外となっている教科及び学年を対象に、台東区総合学力調査を実施いたしました。

項番5、調査結果でございます。

左から区の平均正答率、全国の平均正答率、そして区と全国の平均正答率の差となっております。数字のみの記載の教科は、区の平均が全国の平均を上回っており、黒三角がついているものにつきましては、区の平均が全国平均を下回っていることを表しております。同一集団を基本とした経年比較ができるよう、前年度の集団の結果を右側に掲載しております。

まず、小学校の概要です。全ての学年におきまして、全国平均以上の結果となりました。全国平均と同様であった第6学年の理科につきましては、特に生命・地球の領域の正答率が若干低くなっておりました。生命・地球の領域は、生物と環境との関わりをより一層身近なものとして捉えたり、地層や天体などのように時間や空間の尺度が大きいものにつきましては、1人1台端末を活用したり、事象をより視覚化したりといった工夫が必要であると考えます。

次に、中学校です。国語、数学、英語が全ての学年において全国平均を上回る結果となりました。一方で、社会と理科が全ての学年において全国平均を下回る結果となっております。全体的な傾向を確認したところ、社会、理科につきましては、観点別において特に知識、技能の正答率が全国平均と比較して低い傾向が見られました。社会科では、知識と実生活や資料との結びつけ、歴史事象の共通性や基礎用語の定着、理科では、観察、実験器具の基本的な操作方法の習得、似たような科学的用語、概念の混同などに課題が見られました。知識及び技能と思考力・判断力・表現力などが一体となった学習活動が一層展開されますよう、各校へ指導、助言を続けてまいります。

次に、意識調査の結果について、学力調査との関連を踏まえ、ご説明いたします。

恐れ入ります。別紙1の報告書の87ページをお開きください。PDFですと88枚目となります。こちらは、意識調査と学力調査の関連を示したクロス分析となっております。

見方についてご説明申し上げます。中段の帯グラフは質問に対する回答の構成比を、下段の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

クロス分析の棒グラフはそれぞれの回答を選択した児童・生徒の学力調査の平均正答率を示しております。質問事項、読書は好きですかについて、当てはまると回答した小学校児童の割合は43%で、その平均正答率は76.7%、中学校生徒の割合は31.5%で、その平均正答率は64.7%でした。小・中ともに棒グラフが右肩下がりになっておりますので、読書がより好きと答えた児童・生徒のほうが平均正答率が高い傾向が見られたというわけです。

続いて、89ページをお開きください。質問事項、授業では課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたにつきましても、先ほどと同様、右肩下がりですので、小・中とも、授業では課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたと回答した児童・生徒のほうが平均正答率が高い傾向が見られました。

学習指導におきましては、児童・生徒自身が学習内容を自分事として捉え、課題の解決に向けて方法を選んだり、仲間と協力して取り組む場面を児童・生徒自身が主体的に調整できるような場を増やしたりするなど、引き続き、各校の授業改善に対する指導、助言に努めてまいります。

その他の結果につきましても、質の高い授業の実現につながるよう、今後とも各校の取組を指導してまいります。

令和8年度台東区総合学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果につきましては、以上です。

次に、台東区立学校園における働き方改革プランの改定について報告いたします。

事前資料2をご覧ください。項番1、働き方改革プランの改定の経緯についてです。

1、2、3段落につきましては、5月の本委員会で説明いたしましたので、割愛させていただきます。

改定に当たりましては、表に記載のとおり、学校管理職、教員、保護者に対してアンケートを実施いたしました。また、台東区立学校園における働き方改革検討委員会を令和8年2月より計4回開催し、委員からのご意見も踏まえて改定案を作成いたしました。

項番2、プランの成果指標・目標値と主な取組内容についてです。

(1) 成果指標・目標値の表をご覧ください。成果指標は、時間外在校園等時間、仕事の負担と支援、ワーク・ライフ・バランス、仕事のやりがいの4観点で設定いたしました。それぞれ現状に対する本プランの最終年度での目標を示しました。

主なところでは、時間外在校園等時間につきまして、月45時間を超える教員数について、令和7年度で現状165人のところ、目標を0人、年間の1か月平均時間外在校園等時間について、現状31時間12分のところ、目標を30時間程度といたしました。

ワーク・ライフ・バランスにつきましては、仕事と生活のバランスへの満足度について、現状38.5%のところ、目標を80%以上といたしました。

仕事のやりがいにつきましては、授業準備等の時間が確保されていると感じている教員の割合について、現状34.0%のところ、目標を80%以上といたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(2) 主な取組内容につきましては、資料に示した5つを柱として推進してまいります。様々な取組のうち、本資料には、新たに取り組んでいるもの、今後取り組むべきもの、アンケートで課題が見られたものを中心にお示ししています。

項番3、台東区立学校園における働き方改革プラン（案）でございます。

恐れ入ります。別紙をご覧ください。こちらが改定プランの全体となります。

現状と課題の主な点を申し上げます。PDFの6枚目、4ページ、5ページをご覧ください。令和7年度にかけまして、時間外在校園等時間につきましては、全ての校種で改善傾向にございます。

しかしながら、7枚目、6ページ、7ページをご覧ください。職層ごとに見てまいりますと、副校長、中でも中学校の副校長が依然として高い水準が続いており、引き続き部活動改革の推進や休日の施設管理の対応などの改善が必要でございます。

また、PDF14枚目、13ページの教員アンケートからは、授業準備に十分な時間が確保されているが全体の34%、ワーク・ライフ・バランスに満足が38.5%にとどまっており、勤務環境の改善が引き続き重要な課題でございます。

PDF18枚目、16、17ページの保護者アンケートにつきましては、区が進める各取組について、ほぼ全ての項目で肯定的な回答が多数を占めておりました。一方で、行事の精選に対する不安の声ですとか、地域やPTA行事への教員の参加の在り方につきましては、継続的な協議を求める意見をいただいております、これらを真摯に受け止め、取組を進めてまいります。

PDF24枚目、23ページ以降につきましては、取組内容を5つの柱の下、具体的な取組を体系的に整理し、継続、充実、新規の区分と対象となる校種を示しております。

また、一覧の後には、各取組の具体を示しております。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたく存じます。

恐れ入ります。事前資料2にお戻りください。項番4、今後の予定でございます。

令和8年11月に台東区立学校園における働き方改革プランの策定、区の公式ホームページにて周知を予定しております。

台東区立学校園における働き方改革プランの改定につきまして、報告は以上でございます。

最後に、区立中学校における部活動指導員業務の委託化について報告いたします。

資料6をご覧ください。項番1、現況と課題です。

令和2年度より、教員の働き方改革の推進を図るため、教員に代わり、部活動の技術的指導だけでなく、大会への生徒の引率などを行うことのできる部活動指導員として、各校1名配置することとし、令和7年度からは各校3名程度に増員しているところでございます。

しかしながら、令和7年8月に実施した調査では、8割以上の教員が部活動指導員の配置を希望しているものの、適した人材が見つからないなど、安定的な人材確保に課題があるのが現状です。

項番2、対応案についてです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番1の課題の解消のため、区内公立中学校全校の一部の部活動につきまして、業務委託による指導員の派遣で運営をいたします。

また、休日の地域クラブ活動につきましては、令和9年度より柏葉中学校をモデル校として業務委託により実施することとなっております。主な業務内容につきましては、これまでどおり、資料記載の内容を想定しております。

項番3、選定方法につきましては、部活動指導員業務と柏葉中の休日の地域クラブ運営指導業務と併せまして、公募型プロポーザル方式にて同一の運営事業者を選定したいと考えております。

項番4、今後の予定についてです。

10月上旬に運営事業者の公募を開始いたしまして、令和9年1月中旬に優先交渉権者の決定をします。同年4月、事業開始として、各中学校が年度更新とともにスムーズなスタートが切れるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

長くなりました、報告は以上でございます。

(副委員長退席、委員長着席)

○委員長 初めに、令和8年度台東区総合学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 別紙の報告書も、ボリュームもあって読ませていただきましたけれど、我が党がずっとこの学力調査、本当に必要なのかというのを過去も含めて問うてまいりました。

この学力調査そのもののことでお伺いをするんですけれども、この学力調査は、台東区が受けない、やらないって言ったらば、それ、抜けることができるというのかな、全国学力調査をしなくても済むというものになるんですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 委員のおっしゃるとおり、区の学力調査でございますので、区が実施判断をするものでございますので、やめるという判断をした場合におきましては、やめるということも可能でございます。

○委員長 全国じゃない。

◎増嶋広曜 指導課長 あっ、全国。

◆鈴木昇 委員 全国。

◎増嶋広曜 指導課長 失礼しました。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 全国の学力状況調査につきましては、これは悉皆となりますので、参加するというようなところになります。大変失礼いたしました。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 いや、あのね、テストというのかな、それは一定、その子の学力がどこまで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あるのかというのを見る指針のためには、必要なものだとは思っています。テスト全てをなくせとは、それは私自身も思ってはいません。

ただ、やはり子供たちへの負担というのがあって、議会の中でも、全国調査の中でいつも科目によって平均よりか上だ、下だというのが報告されるわけで、それが直接子供たちがこの議会資料を見るかっていったらそれは見ないので、その上か下かというのを子供たちがすごく気にするとは思いませんけれども、学校の生活の中では、平均値がどうだったんだろうかというのは、中学校などになると、やはりクラスの中で話になるということなので、それは負担感があるだろうというふうに思っていますので、見直しも含めて必要だなというふうに思っています。

それと、台東区学力調査の中でも、国語が、文章力というのかな、読解力が高いとテストも理解しやすいというのがあるので、そこには、台東区が国語を頑張ってくださいというんじゃないで、やはり環境をつくるためには、学校図書館は曜日限定なんていうのはもうやめと。まず、24時間は、それは24時間ではないです、失礼しました、学校がやっている間はきちんと図書室に本が見ることができるとか、クラスの中には、もしくは廊下には本があるとか、そういう本が読める環境というのを整えていくことで子供たちの知性も上がっていくのかなと思いますので、そういうところが幾つか散見されると思っています、この表を見ると。自宅での本の量がどのぐらいありますかとかいうのを聞いたり、新聞は読んでいますかとか、読書は好きですかとか、そういうのが載っているところではありますので、台東区独自に、これ、議会でも求められてきたことだとは思いますが、その環境を十分整えてあげるだけの予算は台東区潤沢にありますので、そういうふうにやっていただきたいなと思います。これについては以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 私、学力調査に関しての数値を見て、一々、一喜一憂するのはもうやめたほうがいいなと思っています。今、鈴木委員からもありましたが、逆に大人のほうがいろいろ気にし過ぎている部分があるので、もちろん極端な平均値とのギャップみたいなのがあった場合は、原因なり何か求めることは必要だとは思いますがね。

私もやはり、その後のいつものアンケートあるじゃないですか。こちらのほうがやはりすごい今の実態をいろいろ反映しているなと思っていて、ちょっと幾つか、極端な例って言うところとあれなんですけど、ここに注目しましたというところを申し上げさせていただくと、まず、69ページ、22番の新聞読んでますかですね。これが、小学校4年、5年のほうが若干高くて、中学になるともうここまで低くなるというのと、あとは、今、時代ですかね、もう大人も含めて新聞読む人が本当にここまで減ってきたんだと。もうこれから先、新聞を読んでいますかというよりか、新聞を見たことがありますか、触ったことがありますかぐらいの、そういう時代になってきてしまうんじゃないかなと思います。

ただ、その一方で、例えば私たち身近なところでいくと、広報たいとうであったり、区議会

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だよりであったり、あとはいろいろなフリーペーパーもまだ世の中にいっぱいありますが、そういうのというのは、新聞形式って言ったら変ですけども、なっているんですね。新聞離れが進んでデジタル化が進めば、ニュースソースとかはいろいろキャッチできるんですけど、新聞ならではの段落替えというんですか、読む順番とか、ああいうのはなかなか新聞じゃないと分かんなかったりするんで、そういうところの学習はこれから必要なのか、あるいはもう必要なくなってくるのか、そのことも含めて、なかなかすごい数値が出てきたなというふうに感じています。

もう1個が、これ、毎年ちょっと触れさせていただいていますが、82ページ、大きな資料のほう(56)、学校の決まりの中に、不要なもの、実態にあわないものがあると思う、これが小学校からもうだんだん上がってきて、中2においてはもうここまでの数値ですよ、約70%。いろいろ、この設問の仕方もいいですよ、決まりが嫌だ、いいというだけじゃなくて、不要なもの、実態に合わないものがあると思うと聞いておいて、その57番では、決まりをよりよいものにしたいと思う、何となく自主性みたいなものも含めて問いかけているので、やはり与えられた決まりをそのまま守っていればいいんだというだけじゃなくて、実態に合わない、あるいは不要なものがあるんで、それをよりよいものに変えるというその仕組み自体を、特に高学年、中学生の皆さんには考えていただく機会になっているのかなというふうに思っています。

ただ、その上で、何ていうんですか、校則等を最終的に決めているのは大人たちじゃないですか。そこに関してもやはり一石を投じていかなければいけないのかなというふうに思っていますので、その点もぜひ研究をしていただければと思います。

あとは、一番最後のページ、このクロス集計の中というのは、先ほど説明があったとおり、大体この大きな棒グラフが、学力だったりとか数値とともに右肩下がりになっているんですが、一番最後の人権のやつ、これだけがなぜか、人権はどんな人だろうと守らなくてはならないと思う。これ、当てはまる、どちらかという当てはまるとなって、これは数は圧倒的なんですが、当てはまらないとなっている方が、これ、中学校になると、あれと一緒にいるんですよ。ここ、心配だなと思ってあれしたんですけど、ただ、この上のあれを見ると、数がすごい少ないので、少数の方の何か意見が強く出ちゃっているのかなというふうに思うんですが、そこをちょっと、人権に関してはいろいろな見方というか考え方がるので、ここはすごい心配だなというか、ここだけ右肩上がりじゃないので、途中も1個ありましたが、その辺が心配だなというふうに思っています。

感想になるんですけど、何かお答えありますでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 台東区独自調査で人権についてのところのクロス集計について、中学校の部分で、今、委員ご指摘のような結果が出てまいりました。道徳教育のみならず、教育活動全体で、いじめに始まり、人権をしっかりと指導していくというのはこれからも今後必要になってくるんですけども、そういった否定的な、一般的によろしくない捉えというような

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ところに対して、そこに対して学力の高い子供が存在しているというようなところの結果の表れとも捉えられますので、ここについては、不断の努力をしながら、生活指導一つ一つから進めてまいらなければならないと思いますし、といった状況でございます。

これについては、具体的な手だてが何かというと、なかなか難しいところではあるんですが、教育活動全体で、子供たち全体にも、ふれあい月間等を含めて、人権意識、教育活動で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

逆に、すごい問題意識持っている子供かもしれないですし、そういったところもこのアンケートだけでは見えないので、何とも言えませんが、こういう結果が出たのが一つの時代なのかなというふうにも思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区立学校園における働き方改革プラン（改定版）について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

◆望月元美 委員 今回、この改革プランが改定されるということで、その取組内容について、3点お聞きします。

まず、26ページの取組内容のところなんですけれども、地域行事との関わりの在り方の研究というのが新規で出ております。これは具体的にどのような流れで、この研究結果は令和10年度に出されるのか、その辺についてお聞きします。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 地域行事の在り方につきましては、国の答申の中にも、教員の在校等時間に少なからず影響があるのではないかとというようなところの懸念から、自治体の教育委員会でしっかりと音頭を取って進めていくというようなところが示されているところでございます。

今般、アンケートを取りましたところ、先生方、教職員が地域の行事には積極的に参加してもらいたいというようなところのお声がある一方で、教員の休日もしっかり確保したいと、してもらえて、子供たちの教育活動にしっかり健康な状態で臨んでもらいたいというような自由記述のお声もいただいているところでございます。

いずれにしても、地域行事の参加については、土日とか夜間というようなところの開催がございますため、教員を含む在り方についても丁寧に工夫を改善していく必要があるというようなところでございますし、地域の方のお声も大切にしながら連携をしていく必要があるかと思っております。

具体的な取組といたしましては、既に設置しております働き方改革検討委員会、こちらにつ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きまして、引き続き来年度も継続して設置してまいりますので、その中の議題として、地域行事等の在り方について、委員で予定しております各校園長会の代表、また、来年度については保護者の代表の方にも参画いただきたいというふうな計画をしているところでございまして、そういったお声もいただきながら、丁寧に、性急に何かを決めるというわけじゃなくて、しっかりとその辺りを話し、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

結果につきましては、都度、広報誌等含めて報告をさせていただきたいと考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 台東区、狭いとはいえども、各学校の地域というのはやはりいろいろまた変わってきますので、その学校のまたカラーや特徴もありますから、それに対して、その地域の方たち等交えてしっかりとその辺は進めていただきたいと思っております。

次に、31ページの学校園と家庭、地域とのより良好な関係づくりに関するところでお聞きします、のガイドラインの策定、周知についてですが、これは実際どのような形でガイドラインの策定を始めるのか、教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今般、学校と家庭と地域とのより良好な関係づくりに対するガイドラインにつきましては、既に今年度2月に東京都が策定をして公表しているものでございます。各自治体の実情に合わせまして、このガイドラインについては策定をさらに進めたいと考えておりまして、今年度中にその策定について動き出していきたいと考えているところでございます。

具体的には、東京都と連携しまして、素案の作成、またそこに絡めて専門家の助言をいただいたり、弁護士等からの確認や助言もいただきながら、素案を今年度中に一旦作成をして進めたいと考えておりまして、その素案につきましても、来年度の働き方改革検討委員会で内容等についてご意見賜ったりしながら調整を図りまして、来年度中のプランの策定を想定しているところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 了解しました。

最後に、32ページの同じ取組内容で、毎年度の在校等時間等のデータ公表により、教員の現状と働き方改革の必要性を地域へ伝えるというところなんですけれども、ここの、やはり地域や保護者に対して、どんなふうに先生方が変わったのかというのは確かにお示しするのがとても非常に大切だと思っております。

特に16ページの保護者アンケートの結果を見ると、保護者の方たちが子供たちへの影響として、あまり理解できない、全く理解できないを足すと58%となって、半数以上があまり改善されていないのか、ちょっと感じていないというところがやはり感じます、私自身も。

そこで、実際に、この中で毎年度区の公式ホームページ等で公表するとありますが、なかなか学校のホームページを見て、それを確認する、地域の方、保護者の方、難しいと思うんです

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

けれども、その辺の周知の仕方についてはどのように検討していますでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 委員ご指摘のとおり、唯一保護者の方のアンケートの中で、肯定回答が少なかったのがこの働き方改革の効果が見えてこないというようなところでございます。自由意見の中には、よい意味で見えていない、今までと変わらずですよというようなところで、そういったご意見もあるんですけれども、事務局といたしましては、今般取り組み続けている取組の効果であるとか意義については、繰り返し丁寧に説明していく必要があろうというふうに考えているところでございます。

具体的な周知の方法につきましては、保護者の方におかれましては、スクリレ等、直接のメール機能が学校から、あるいは区のほうから一斉にお伝えすることができますので、今般のプランの改定、また、来年度に引き継ぎまして協議進めているものにつきましても適宜報告をしつつ、取組の成果や現状について共有をしてみたいと、このように考えているところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 了解しました。

ぜひしっかりと進めてほしいと要望して終わります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 この改革プラン、令和10年に向けてなので、あと何年かかかるわけですが、これも、これ、資料を読ませていただいた中で、やはり課題というのが、現場から校長先生たちを通じて上がってきたのが幾つか載っているなというふうに思うんですけれども、その課題を解決するために、例えば区教育委員会としてはこういう手だてを取ってこの課題には対応していくんだみたいな、具体の策というのは何かあるんですか、その辺はどうでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 現場への支援策につきましては、現行の改革プラン含めまして、様々な外部人材の配置、例えば副校長補佐であるとかスクール・サポート・スタッフの配置、また学力向上推進ティーチャーの配置等も含めて、現場の先生方の支援をこれまで進めてきて一定の成果を上げたところでございます。

この後、さらに進めていくというようなところにおきましては、大きく2点考えておりまして、1点は、校長のリーダーシップを含めた学校のマネジメントをしっかりとっていくところになります。つまり、1日の予定ですとか、そこの工夫をして先生方の放課後の時間を生み出すとか、あるいは月ごとに、例えば通知表を作る時期については大変繁忙期になりますので、在校等時間が大変増えますので、例えば通知表の取組につきましても、なるべくデジタルを活用したりですとか、様式を工夫したりするなどのところについては、既に成果も一定程度上がっていて、各学校で進めているところでございます。そういった形で、校長が教育課程を編成する、あるいは学校経営をマネジメントする中で、先生方の余白の時間をつくり出して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

くというのが一定の進め方でございます。

もう1点につきましては、教育委員会といたしましても、環境を整えていくというようなところが大事なところと考えておりまして、今般ずっと進めてきているデジタル化、DXにつきましても、先生方の働き方を、時間を生み出すというようなところにも一定程度の活用、また成果を期待するものでありますし、先ほど望月委員からもありましたように、適切な保護者との、地域、保護者とのガイドラインを作ることによって、過度な保護者対応であるとか、そういったものを抑制していく。それによって、長時間の対応をしなくてもよいような形で現場をサポートしていくような仕組み、また手だてを取ってまいりたいと、このように考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 やはりワーク・ライフ・バランスのところで言ったら、アンケートで満足しているという教員は38.5%、6割の人たちがまだまだちょっと工夫が必要なんだというふうに思っているんだと思うんですね。

現職の先生からお話聞くと、やはり家に帰ってから、あっ、これ、教材に使えるというのを思い出して、そっからちょっと頭を仕事モードに切り替えて準備をしたりというのはあるんだと。それがじゃあ残業としてつけられるのかっていったら、それはなかなか難しいなってやはり現職の先生たち言うんです。何でそういうふうにするのって言えば、子供たちによい教材を提供してあげたいから、やはり準備はすごく重要なんですよというふうにその先生はお話されていました。じゃあ、思いついたからやるなというのは、それはやはり教育委員会も学校も校長先生たちも、それは言えないと思うよというのが現場の先生の声だったんですね。

全てをバランスよくやるというのはなかなか大変なのは、それは区の職員の皆さんも、家に帰ってから、あっ、そういえばこれってこういうふうに工夫したらいいかもしれないというのをメモったりするのは、仕事だと割り切れれば仕事なので、そういうところも工夫をしていくことが必要なのかなと思います。とにかく働きやすさ、それは賃金の面もそうですし、あと、スクール・サポート・スタッフも、もういろいろな名前が増え過ぎちゃって、誰が誰で、この人は何をする人でというのを整理するにも、生徒と同じぐらいの力を使うんだというふうに愚痴っていた先生などもいらっしゃるんで、そこは整理しつつ、でも、必要なサポートで、そのサポートがあることで子供たちが充実している、また、落ち着いた雰囲気が保たれているということも伺ってはいますので、うまくやっていただきたいなと思います。

本当に子供たちも教員も、もっともっと自由な時間、今日この1時間は学校で授業としてはやりません、もう自由に過ごしてください、でも、学校内にはいてねぐらいの時間が過ごせるようなプログラムをこれからやはり立てていただきたい。そういうふうに、子供たちの自由と教職員の自由を担保できるような政策を立てていただきたい。国がこうですって言っても、区教委は、いや、違うとはね返していただきたいなというふうに思っています。

ぜひ働き方改革プラン、もっともっと推進して、働きやすさ、現場の声を拾うように工夫し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、それを解決していただきたいと思います。以上にします。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 望月委員からもありましたが、この保護者、地域への理解促進、この部分ですね。これはいろいろ説明聞いたり、内容を拝見した中で、地域、保護者だけじゃなくて、私たち区議会議員も、もう少し頭の中切り替えていかないといけないんだなというふうに改めて思っています。

例えば今年の夏の朝のラジオ体操ですけれども、連合地区大会だけじゃなくて、地域のラジオ体操の始まる時期に、小学校の校長先生がPTAの会長と一緒に全会場を回っていると。手分けして、校長、副校長だったようです。それを見たときに、いや、私、ご苦労さま、偉いねとか、頑張っていますねというふうにちょっと頭が行っていたんですが、そういうときに、こんなことしちゃ駄目だよってはっきり言えるようにならなければいけないんだな。あるいは、そこで校長先生、決して地域のラジオ体操の人たちは、学校長が来たから子供たちはやっているわけじゃなくて、みんな自主的にやっているんですね。だから、その辺の意識なども変えていかなければならないと思いました。

これも一昔前になるんですが、教育研究校、発表とかやるやつあるじゃないですか。あれのときに、やはり当時の地域の人たちが、前を通るたびにもう深夜まで、9時、10時まで電気がついていて、それだけ頑張っている成果が出ているのですばらしいぞみたいな挨拶をしているのを思い出したんですが、ああいうことも、ともすると、これからはそんな深夜まで残業してまでやらなければいけないものを校長引き受けてくんとか、あとは、それによって日常の子供たちと向き合う部分がウエートとしてそがれていくことに対して、保護者の方たちもやはり懸念を示していくとか、働き方改革が進んでいく一方で、無駄な時間こそが地域の人たちが一つの視点として捉えていかなければいけないのかなと、いろいろやっていただいたことが、いいことだ、偉い、すばらしいというだけじゃなくて、その逆の視点も持っていかなければいけないとかいうことを感じております。以上です。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 何点かお伺いいたします。

まず、こちら2番のプランの成果指標・目標値と主な取組の内容のところですが、時間外在校園等時間というところで、現状165人いるところを、次の目標ではゼロ人というふうに目標設定をしております。これは非常に高い目標だなというふうに感じましたが、これ、達成に向けて、今回のプランではどのように取り組んでいくのでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 165人、確かにかなりの数という認識で、ここについては改善意識を高く持ってまいりたいと思っております。これ、全体の約2割程度の教員が昨年度実績で45時間を超えているというような状況ですので、これをゼロ人に進めていくと。このゼロ人につきましては、区としてもですけれども、国や都もゼロ人というように示しておりますの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、そこに向けてしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

これに対して具体的にどう取り組むかというようなところは、様々な取組の総体の結果、進められていくものとして心得ておりますが、先ほどあるように、家での仕事だとか持ち帰り仕事というようなところも含めて減らしていくというようなところも加味していくと、先ほど鈴木委員にもお伝えしたような2点の部分について、しっかりと重点的に取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 分かりました。

ぜひ目標のゼロ人、実現していただきたいなと思います。毎年のこの人数の、これから3年間、どのようになっていくのかという、その変化を確認するだけではなくて、この45時間を超えている教員については、どの業務が負担になっているのか、どういうふうにしていったらここは改善していけるのかというところをしっかりと見極めて、必要な支援につなげていただきたいなと思います。

もう一つは、こちらの冊子、働き方プランにちょっと載っておりましたが、31ページの、今、話にもちょっと幾つか出ているんですけど、隠れた残業や持ち帰り残業の存在がというふうにあります、実際にこの45時間というところを減らしたとしても、その分、持ち帰って課題を家ですということは考えられますが、さらに持ち帰って増えてしまったら、教員の負担自体の軽減にはならないのかなと思いました。

区として、この記録に表れにくい持ち帰り業務の実態をどのように把握しているのか、また、把握していくのか、今後どのように減らしていくのかについてもお伺いいたします。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 本人の勤務時間につきましては、全てタイムレコード等で記録して把握しているところでございますけれども、持ち帰り仕事につきましては、その全てをつまびらかに把握しているというところにはまだ至っていないと思います。管理職のほうに先に退勤してしまって、本人がどういった形で、持ち帰る許可を取りながら家で仕事をしているのかというところ、自己申告の中で、教員が昨日これだけやりましたとか、結構ここ何時までかかってしまいましたとか、そういった申告があって初めて把握できるものと現状なっておりますので、一旦、時間外在校等時間のところで、45時間を月で超えてくるような教員に対して、月中旬とかでしっかり分かっていく傾向がつかめますので、そういった教員に対しましては、個別に管理職から、あるいは学年の主任等から個別な対応について指導助言を進めていくというところ、まずできるところかというふうに思います。

80時間を超えているような教員につきましては、産業医の面談等が勧奨されているところでございまして、そこについても、そういったところの連携を進めまして、本人の勤務軽減であるとか、取り組んでいるもの、あるいは保護者対応や子供の対応で、一人で抱え込んでいないとか、授業の準備が一人学校に残って進んでしまっていないか、持ち帰りのところではある

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んですけれども、家に持ち帰ってまでなかなか進まないのかというようなところを不安や悩みをしっかりと受け止めて、特に若手の教員についてサポートしていくような体制を引き続き進めてまいりたいと思います。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 ぜひお願いします。

こちらにもいろいろなアンケートなどありますが、授業に十分な時間が確保されていると答えている人も、そう思うという、どちらかというとそう思うという割合も34%であったり、子供の悩みや相談に対応する時間が確保されていると答えている人が55%であったりとか、これだけ残業を増えていたとしても、まだまだ時間がない、もっと時間を子供たちに使いたいというふうに思っている教員の方たくさんいるなというふうに私自身感じております。とはいえ、このように残業が続いたりしていったら、体を壊してしまうと元も子もありませんので、その辺り、しっかり改善できるようにこれから工夫をしていただきたいなと思います。以上です。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 指導課長です。

今、弓矢委員ご指摘のところ、やはり今般の改革プランの成果として一番大事にしなければいけない教員の授業準備の時間が確保されていく、つまり子供たちのための働き方改革でなければならないというところの大前提をしっかりと崩さずに、そこを生み出していくと。そのために、保護者への対応とか子供の対応が確保されているのが55%というところで、そちらがやはり今若干優先されている状況にあるんですね。やはり放課後、会議をやったり、保護者の方とかに連絡をしたり、確認をして、そして最後にあしたの授業の準備を確認するというところの大体ルーチンになりますので、そういったところでは過度な対応というようなところを少しでも減らしたり、そもそもそういう対応が起きないように授業が充実して、仲よく勉強して満足して帰っていくというところのためにも、授業準備の時間というのがやはり一番大事で、そこを生み出すことで好循環していく部分も期待されますので、その数値をぜひ上げてまいりたいと決意して述べます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

全てこどもまんなかのための取組ということですね。

◎増嶋広曜 指導課長 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、区立中学校における部活動指導員業務の委託化についてご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 この部活指導員の業務の、部活動指導員そのものの方で伺いたいんですけれ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ども、この採用されている方は会計年度なのかなと思うんですけど、その辺、基本的なところで、申し訳ない、教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 部活動指導員につきましては、会計年度任用職員でございます。その上で、区として採用するに当たりまして、公募を用いて任用しているところでありまして、勤務日数につきましては、月9日と月18日を、2つから選択をしていただいて、学校で平日については1日3時間、休日等については1日4時間の勤務というようところが基本的な形となります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 その方は、今後、このプロポーザルで業務委託にする会社が決まったときには、例えばA中学校に鈴木昇部活指導員が要りますということで、A中学校が業務委託が決まったら、そこにいる会計年度任用職員はその企業に入社する形になるのかなと思うんですけど、そのときの処遇のこと、給料とか、もちろんボーナスも含め、賃金のこととか、あと時間数とかいうのはどのように考えていくのか、ちょっと方針を教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 現在、採用させていただいております外部指導員につきましては、非常に各学校の中で力を尽くしていただいている、非常に助かっているというような認識で学校もあります。したがって、せっかくこれまで培ってきた信頼関係であるとか実績につきましても、引き続いて発揮していただきたいと教育委員会としても捉えているところでございます。

したがって、今般、外部指導員の委託が進んだというところにおきましても、その勤務条件であるとか方針につきましても、現在の会計年度任用職員と変わらない待遇ができるように委託の業者にもしっかりと調整をしてまいりたいと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 労働組合の方に聞いている中で、今のところこの部活関係でのトラブルとかいうのはないようなんですけれども、区の会計年度で採用されていた方が、実際に企業に入ったときに、実条件が違っていたということとか、そういうのがトラブルがあったり、もしくは、あとは会計年度で1年採用で、区だったら次の年更新があるのに、企業に行ったら更新がなくとかいう、そんなこともあるようですので、その辺も含めてサポートしていただきたいなというのを思うのが一つと、地域クラブの事業運営ということで、指導員さんが学校に入ることは、これは今の時代からいけばもうやむを得ないことなのかなと、必要だなと思うんですけど、その指導員さんが、中学生やクラブの子供たちに、外部でやっている、例えばクラブチームがあるからうちのチームにおいてよみたい、ヘッドハンティングではない、お誘いというのかな、することというのはやはり公平性とかも含めてよくないと思うんですけど、何かそういうところのルール決めというのは、何か決めていることがあるんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 部活動の展開につきましては、今般、ガイドラインを区でも作成して、改定をしたところでございますが、そのほかに各学校ごとにガイドラインを作成して進めるものでございます。

したがいまして、そういった部活動指導員の規律に当たる部分とか服務につきましても、全てを網羅することは難しいとは思いますが、一定程度倫理のある中で取り組んでいただくようにするところでありまして、もしそういった不適切な事例等がありましたら、学校だけに任せたり、業者だけに任せるわけではなく、教育委員会としてしっかり指導、監督した上で対応してまいりたいと思っております。

なお、先ほど私の発言の中で、外部指導員という発言があったやに報告がありまして、今回部活動指導員でございますので、大変すみません。私も逃してしまいました。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 そうですね、部活動指導員ですね、失礼しました。

雇用の問題はしっかりやっていただきたいのと、倫理の問題とか法にのっとってというのは当然なんですけれど、やはり企業決めるときに、今まで指定管理とか学童とかも含めたことで、いろいろ台東区課題があったように思いますので、そのところは整理しながら委託を考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 今まで中学校7校で、最初は各校1名から始まったので、7名いらっしまった。これを3名に増員したので、それぞれ満たされている、満たされてというか、定数を満たしていれば21名いらっしまったわけじゃないですか。これが多分手配が追いつかないというか、見つからないのでということで、今現在どのくらいなんですか、欠員といえますか、希望があるのに配属されない状況になっちゃっているんですよ。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 現在、その枠を全て使い切れていない学校は3校ございまして、内訳を申しますと、ソフトテニス2つ、あと剣道というようなところで、指導者が、我々も公募で募集をかけているんですけども、応募に至らないというようなところはございます。今般、そのやはり課題がありまして、ソフトテニスとか、硬式テニスは指導者結構確保できるんですけど、ソフトテニスとなるとちょっと指導者の方が少ないというようなところがございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ということは、21の3ですから18、要は18名の方は既に会計年度任用職員としていろいろやられているけれども、3名足りない。その足りない部分だけ外部委託するんじゃないくて、既存の18名の方も含めてそこに組み込んじゃうという形だと、何となくどうなのかなと思うんですけど。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今ご指摘の全ての、現在抱えている部活動指導員の方は、できれば条件も整えますので引き続き働いていただきたいというふうに思いますし、各学校もそこに課題が、部活動指導員を配置したいというような思いがありますので、引き続き皆様働いていただきたいと思うんですが、最終的にお決めになるのは部活動指導員の方個人のご判断というところもあるかと思いますが、丁寧に各個人個人にご説明をこの後していくところがございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。ちょっといろいろなケースが思う浮かんじゃうんですが、これから新しくやろうということですので、後押ししていきたいと思いますが、じゃ、例えばですけど、この人数を増やしていくとか、あるいは競技によっては、例えばこの、新たにプロポーザルした事業者さんが、うちは、何だろう、ソフトテニスすごい指導員いっぱい抱えていますよ、日によっては2人出せますよとか、そういう何か柔軟なあれをやっていく感じなんですか。それとも、種目を増やしていくとか、スポーツだけじゃなくて、演劇だとか何か別のものをやったりとか、文化系ですか。そういう、広げることも考えているんですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 先ほどより、実際3部活程度ということで、人ということで21人というようなお言葉があるんですけども、厳密に言うと、鈴木委員にお答えしたように、勤務が9日と18日というようなところの勤務があって、その18日が3部活程度で、54日分というような枠の中で、その中で運用しているものでございます。これにつきましては、委託化することによって、18と9だけじゃなくて、もっと違う柔軟な取組であるとか、複数の部活に少しずつ運用するとか、そういった柔軟な配置も今後できるというようなところに期待をするものでございます。

ただ、規模といたしましては、現在のそういった3部活程度というようなところの規模感については、一旦はそのまま据置きというか、で考えております。

○委員長 今、話にあった文化系も、対応ですか。

指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 文化系の配置につきましても、委託の派遣についても可能など考えています。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

これからスタートということですので、あまり要求はしませんけれども、何ですか、将来的にはもっと枠を広げていけるような方向になっていけばいいなことだけ感想で申し上げます。

○委員長 石塚委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆石塚猛 委員 これ、課長さん、お伺いしたいんだけど、プロポーザル方式、そりゃ当たり前なんだけど、個人では駄目なのか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 ぜひそういったお申出がありましたら、学校を通じて多分情報がいただけるかと考えますので、そのいただいた方について委託業者にご紹介申し上げて、登録した上で力を発揮していただけるというような流れを想定しています。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 やはり委託業者に所属しないと駄目など。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 はい、そのように進めてまいりたいと考えます。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 なるほどな、やはりほかに・・・だ。

というのは、学校の子供たちを見たいという人は、確かにプロポーザルでそういう所属する団体や何かを対象にしたほうが責任問題や何かもいいと思うんだけども、やはり個性的に考えると、もともと、何だ、仕事が終わって、第一線から引いて、まだ力を持て余しているんなら子供の教育ができるかなとか、あるいは自分で経験しているからとかってね。例えば私などが、もう80なんだけど、やりたいんですよ、特に柔道だとか、剣道はちょっと難しいと思うんだよね。昔は棒切れで戦ったもんだけど、やはり今の剣道はちゃんと防具をつけて戦う。ただ、柔道はずっと私やってきましたし、野球もやってきたもんですから、物すごく興味あるんだよね。

このまま人生終わるのももったいねえかなという感じがして、やはり私、教育課程も取ったし、本当は学校の先生になりたかったんだけど、人口が多くてさ。例えば埼玉県で一般社会なんていうのは、2,000人から3,000人受けに来たよな。今は教員になりたがらないけれど、当時はやはり教員になりたいというのざらだった。都内受けると、5,000人だよ。もうそんなもんだよ、能力なかったからなれなかったんだけど、今はしがたい区議会議員だけれどさ。いずれにしても、このことが、個人的にも窓口を開いていただければありがたいなとか思っているんだけど。

○委員長 学校の働き方改革とも何かちょっと関係しそうだけれど、そんなことはないんですか。

指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 ぜひ議長のお申出のように、様々な思い持たれて、お力のある方が区内にもたくさんいらっしゃるというふうに思っております。

技術的指導等につきましては、部活動指導員だけではなくて、外部指導員、先ほど鈴木委員がおっしゃった外部指導員が技術的な指導というようなところで、そこに謝礼を少し進めまして、力発揮できる、そういった制度もございますので、しっかりと学校からも周知したりです

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とか、区としてもしっかり取り組んでまいりたいなというふうに思っているところでございます。

先ほど、すみません、何度も訂正で恐縮なんですけれども、青柳委員から定数に達していない学校というようにところでございますけれども、今般、退職等が出てきまして、3校ではなく5校満たしていないというところで、ちょっと確保に苦慮しているところでございます。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 なるほど。やはりもっともっと、何ていうんですか、そういう能力のある人、ただ、一番問題なのが、そういう人って個性が強いよね、と思うんだ、私は。私も個性が強いからね。そういう場合に、教育委員会として、あるいは担当課長としては、委託できちんとガイドライン決めてというのは当然だと思う。まして、子供を相手にするわけですから、どんなに社会的に信頼があったとしても、よく調べたら問題だったという人はいると思うんですよ、私は。

例えば、私、何だ、外部団体で、いろいろな団体の世話をしていますけれども、個性ある人いますよ。ちょっと違うな、例えば少年野球などやっていると、監督、コーチとか、あるいはその上の幹部などもね、ちょっと食事などしてみると、あれ、この人ちょっとやり過ぎだなとか、保護者に対する言葉など聞いても、あっ、違うなと私でさえ感じるから、まして教育委員会の担当課長とか、簡単には誘えないなって思うのは当たり前だと思うんですね。

ただ、一応決めて、方針決定して進んでいくわけですから、やはり平均的に補充は努力すべきだと思いますよね。できるだけ気をつけて採用してください。以上です。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 1点お伺いいたします。

部活動指導員業務委託として7校にこれから適用して始まるというところで、やってみなければ分からないことであるんですけれども、派遣される指導員の適性や指導の質をどのように確認していくのでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今、議長も含めまして、指導者の適性については非常に大事なところになると思います。体罰であるとか、不適切な言動等については厳に慎まなければなりません、発生させてはならないというような認識でございます。

指導者配置の条件といたしましても、部活動に対する知識がまず豊富であるとか、生徒とのコミュニケーションが円滑にできる指導者を配置するというようなところは当然のことながら、その条件に適合しているのかというようにところを学校管理職、あるいは管理顧問も含めて、教職員がまずはしっかりと監督する必要があるかと思います。

また、当然何か不適切な事例等があったときには、子供たちから教員に、あるいは保護者から学校へというようにところで情報が入ることも想定されますので、個別のところでも教育委員会としても実際足を運んで確認したりですとか、適宜応じてまいって、その質の担保には努

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

めてまいりたいと、必要に応じて委託業者に指導員のチェンジも含めて、不適切であればそういった対応も含めてお願いすることになるかと思います。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 承知いたしました。

確かに様々取決めをしたり、体制を整えるということがまず一番大事なんですけれど、現場から声を上げていくということもすごく必要であります。部活動指導員が業務委託されるとはいつても、その部活の顧問は教員であることに変わりはありませんし、やはり教員自身が責任を持たなければいけないという自覚をしっかり持っていただきたいなと思います。

その部活の時間を部活動指導員さんにやっていただく間、教員は、先ほどの働き方改革じゃないですけど、授業の準備に充てたり、様々なことに有効活用できるので、すごくそれは有意義だなと思うんですけど、とはいっても、しっかり責任を持って部活の指導員と連携を密にするとか、生徒自身に何かあったらもう自分に言うようにとか、自分じゃなければ学校、誰々先生でもいいしとか、そういうことも徹底する。また、そういうところを教員自身の自覚を持っていただくこと、また、学校側からしっかりと子供たちに言うということのをこれからしっかり徹底していただきたいなと思います。以上です。

○委員長 日本版DBSも始まりますし、様々な対応をしていていただきたいと思います。

ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、区民文教委員会を閉会いたします。

午後 0時07分閉会